

居宅介護支援事業所米沢運営規定

(事業目的)

第1条 合同会社米沢が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護等の利用者が居宅において可能な限りその能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な保険医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業所に不当に偏ることのないよう公正・中立に行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、下記の通りとする。

- (1) 名称:指定居宅介護支援事業所 米沢
- (2) 所在地:長野県茅野市米沢 4133 番地 2

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び所在地は、下記のとおりとする。

- (1) 管理者:1 名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 1 名以上 （管理者兼務 1 名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

- (3) 事務員 1 名

事務員は国保連請求業務その他必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業日及び営業時間を下記のとおりにする。

- (1) 営業日:月曜日から金曜日(12 月 30 日から翌 1 月 3 日及び 8 月 13 日から 16 日、国民の休日・祝日を除く)
- (2) 営業時間 :午前 8 時から午後 5 時までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法)

第 6 条 介護支援専門員は身分を証明する書類を携帯し、初回訪問時又利用者もしくはその家族から求められたときは、これを提示する。

- 2 指定居宅介護支援の提供を求められたときは、利用者の被保険証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期限を確認する。
- 3 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 4 要介護認定等の更新の申請は現在の要介護認定等の有効期限が満了する 1 か月前には行われるよう必要な支援をする。
- 5 要介護認定を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を利用者もしくはその家族の意思を尊重して、医療保険サービスや福祉サービス等のサービス事業者と連係し、被保険者の承認を得て総合的、効果的にサービスの提供の手続きを行う。
- 6 事業所は以下のいずれかに該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。
 - (1) 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りとその他不正な行為によって保険給付を受ける又は受けようとしたとき。

(居宅介護支援の内容)

第 7 条 指定居宅介護支援事業の内容は以下のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護サービス計画の担当配置

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。

- (2) 相談の場所

介護支援専門員は通常、事業所内で利用者の相談を受ける。

- (3) 利用者への情報提供

居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又は家族がサービスの選択を可能とするよう支援する。

- (4) 利用者の実態把握

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成にあたっては、全社協方式に基づ

く課題分析票を用いて、有する能力、すでに提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

(5) 居宅介護サービス計画の原案作成

介護支援専門員は利用者及びその家族の希望、利用者が抱える解決すべき課題に基づき、当該地域における介護給付の対象の指定居宅サービス等の適用体制を勘案して、提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

(6) 担当国会議

介護支援専門員は、サービスの担当国会議を開催し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について説明し、文書により利用者の同意を得る。

(7) 利用者の同意

介護支援専門員は、利用者又はその家族に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

(8) サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅介護サービス経過実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、そのた便宜の提供を行う

(9) 定期モニタリング

利用者の居宅訪問介護支援専門員は前項の把握を行うため、指定居宅サービスの提供開始後、1 カ月に 1 回以上、利用者の居宅に訪問しモニタリングを行う

(10) 介護保険施設の紹介

介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。又介護保険施設等から、退院・退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅介護サービス計画の作成等の援助を行う。

(11) 記録の保存

指定居宅介護文援事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その関わりの完結から 2 年保存する。

(利用料、その他の費用の額)

第 8 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 前項での費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族等に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

3 第1項の利用料の文払いを受けた場合は、利用料の額を記載した指定居宅介護文援提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は茅野市全域とする。

（事故発生時の対応）

第10条 当事業所は利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護文援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第11条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次の通りに設けるものとし、又業務体制を整備する。

(1) 継続研修 年1回以上

2 介護支援専門員及び職員は業務上知りえた利用者又はその家族等の秘密を保持する。

3 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員その他従業者でなくなった後において知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約書の内容とする。

4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は合同会社米沢と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待の防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための指針を定める

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会及び担当者の設置

(3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養

護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント防止規定)

第13条 指定居宅介護支援事業所は高齢者に対しよりよい介護を実現するため、職場・及び介護の現場におけるパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントを防止するための対策を定める。

2. 職員間でハラスメント防止の為の研修を年1度行う。(内容は重要事項に規定)
3. ご利用者・ご家族からのハラスメント防止の為、重要事項説明書を用いて具体的な事例を踏まえ説明し、その対策を周知する。

(事業継続計画)

第14条 居宅介護支援事業所はBCP(事業継続計画)を定め、感染症の蔓延防止及び自然災害発生時の対応を定める。

2. BCPの研修・訓練を年1度実施する。計画の周知及び現状に合わせた変更等を行う。

附則 この規定は平成30年5月1日から施行する。

改正令和2年3月31日

令和2年9月30日

令和4年12月31日

令和5年12月31日

令和6年3月7日